

## 大阪市西淀川区こどもサポート推進員会計年度任用職員要綱

### (目的)

#### 第1条

この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市西淀川区こどもサポート推進員会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (任用及び採用選考)

#### 第2条

会計年度任用職員の選考は、任用資格を有する者の内から、次の内容を総合的に勘案して行う。

1. 筆記（論文）試験
2. 口述（面接）試験

### (再度の任用)

#### 第3条

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### (業務内容)

#### 第4条

1. 会計年度任用職員は、「大阪市こどもサポートネット事業実施要綱」に定める、こどもと子育て世帯を総合的に支援する業務とし、主に以下の職務を遂行する。
2. 担当中学校区内の学校園等におけるスクリーニング会議Ⅱのアセスメントに参画する。
3. 区役所・保健福祉センターの関係部署及び区内関係機関と連携し、スクリーニング会議Ⅱにおけるアセスメント結果による適切な支援につなぐ。なお、家庭訪問（アウトリーチ）が必要な場合は、学校園等と連携したうえで、保健福祉等の制度説明や必要な申請手続き等を支援する。
4. 適切な支援につなぐため、区内及び担当中学校区内の学校園等をはじめ、子育て支援に関する地域資源（インフォーマルな資源を含む）の状況を把握する。民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携し、地域における見守りや支援につなぐ。

5. 学校園等や関係機関、地域団体、NPO 等に対し、子どもの貧困対策の推進に関する研修を実施すること。また、子どもの居場所などの地域資源の開発につなげる相談支援を行う。
6. その他、子どもサポートネット事業に関する業務（庶務業務を含む）に従事する。

（勤務時間）

#### 第 5 条

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

（1） 勤務日数

1 日 7 時間 30 分勤務時間で週 4 日の勤務日

（2） 勤務時間

A 勤：午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分

B 勤：午前 9 時 15 分～午後 5 時 30 分

（3） 休憩時間

45 分

#### 附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 第 2 条の規定による選考、第 5 条の規定による勤務時間の決定その他この要綱の施行のために必要な行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

#### 附則

（施行期日）

1. この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2. 第 2 条の規定による選考、第 5 条の規定による勤務時間の決定その他この要綱の施行のために必要な行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。